

# 児童扶養手当現況届を忘れずに！

## 現況届を忘れずに！

現在、児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、8月31日（金）までに現況届を提出してください。（現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。）

前年の所得に応じて、支給額が見直しされますのでご注意ください。

また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。

**※この届け出がないと、8月以降の手当を受けることができません。**

## 児童扶養手当とは？

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

※児童扶養手当を受給するためには、役場子育て支援課へ申請（認定請求）が必要です。



## 対象となる方は？

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童もしくは、心身におおむね中度以上の障がいや有する場合は20歳未満）について、父、母またはその児童を養育している方（養育者）がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が1年以上遺棄もしくは拘禁されている児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※次のような場合、対象とはなりません。

- 児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
  - 父、母または養育者が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。
- 上記以外にも対象とならない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

## 手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

平成30年4月より手当額（月額）は右記金額に改定されています。

## 支給金額（月額）

児童数	支給金額（月額）	
	全部支給	一部支給
1人	42,500円	10,030円～42,490円
2人 （加算額）	10,040円	5,020円～10,030円
3人 （加算額）	6,020円	3,010円～6,010円

## 所得制限

手当を受ける人の前年の所得が一定の額以上（※）ある場合は、その年度（8月～翌年の7月）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（※詳細金額については、お問い合わせください。）

また、所得には、前年父または母および、児童が受け取った養育費の8割が合算されます。なお、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による所得制限もあります。

## 申請手続きに必要なもの

申請に当たっては、受給資格者および該当する児童の戸籍謄本などが必要です。

※申請理由や世帯状況などにより必要なものが異なりますので、役場子育て支援課にご相談ください。

## 公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額（所得制限後の額）より低い場合にその差額が支給されます。

児童扶養手当の受給対象に該当する方で申請がお済みでない方は、問い合わせ先にご連絡の上、申請してください。

問い合わせ先 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211（内線334）

国民年金  
あれこれ

老齢基礎年金を受けるための  
3つの条件を確認しよう！

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに支給されます。

その1 10年以上保険料を納めた期間がありますか。

老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に、終身にわたって受け取ることができます。

その2 保険料を40年分納めないと年金額が減額になります。

保険料を納めていないと、将来受け取る年金額が少なくなります。

その3 お手続きは原則65歳からです。

ご希望で、年金の受け取り年齢の「繰上げ」、「繰下げ」が可能です。

繰上げ受給：希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、年金額が減額されます。

繰下げ受給：希望すれば66歳以降から、繰り下げて受け取ることができます。年金額は増額されます。



### 年金の受け取りに必要な期間が10年に満たないときは？

任意加入制度がありますので、ご利用ください。

60歳になるまでに保険料を納める期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間（40年）が足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

### 老齢基礎年金の年金額（満額）（平成30年度の額）

20歳～60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

年額 779,300円（月額 64,941円）

## 老齢基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

### 1. 「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」などが日本年金機構または共済組合などからご自宅に届きます。

原則として、65歳の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書が送付されていない方は、土浦年金事務所または役場保険年金課で年金請求書をお受け取りください。

### 2. 「年金請求書」を提出します。

必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出します。

年金請求書には、戸籍抄本や住民票などの添付書類が必要です。添付書類は、配偶者の有無や年金加入状況などにより変わりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、年金事務所・ねんきんダイヤルなどでご確認ください。



### 年金請求書の提出先

- 土浦年金事務所お客様相談室  
☎029-825-1170 自動音声に従って【1】の後に【2】を押してください
- 年金加入期間が国民年金（第1号被保険者）のみの方  
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）

### 年金事務所の予約申し込みについて

- 年金事務所の相談窓口の混雑が予想されます。年金事務所への予約申し込みは、「予約受付専用電話」に申し込みのうえ、ご相談ください。
- 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

### 年金に関する一般的なお問い合わせについて

- 年金相談に関する一般的なお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。
- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165